

## 上沼田東公園東側創出用地活用事業 基本協定書（案）

足立区（以下、「甲」という。）と大和リース株式会社（以下、「代表事業者」という。）、小倉建設株式会社（以下、「構成員1」といい、代表事業者を含む左記2社を総称して「乙」という。また、乙の構成員のうち第2条の借地権者となる代表事業者を「乙借地人」という。）は、乙が、甲所有地である上沼田東公園東側創出用地（以下「本件土地」という。）における「スポーツや健康に関連する民間施設」の整備・運営等並びに上沼田東公園及び高野小学校跡地スポーツ施設（以下、「江北2施設」という。）との連携に係る「上沼田東公園東側創出用地活用事業」（以下、「本事業」という。）を推進することについて、次のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### 【事業推進に関する事項】

#### （目的）

第1条 甲及び乙は、甲が令和7年5月16日に公表又は配布した別紙1の「上沼田東公園東側創出用地活用事業者募集要領」（以下、「募集要領」という。また募集要領にて定義された本募集要領等を以下、「募集要領等」という。）により定めた施設等の整備及び運営の条件、並びに乙が甲に提出した別紙2の上沼田東公園東側創出用地活用事業提案書（以下「提案書」という。）に基づき、乙が本件土地を活用し本事業を推進することを目的とし、必要となる事項を本協定に定めるものとする。

#### ＜本件土地＞

地番	東京都足立区江北六丁目10番22、24、27、28、30
地積	公簿3, 954.09m <sup>2</sup> 実測3, 956.26m <sup>2</sup>

2. 乙は、本件土地を募集要領等で定めた「スポーツや健康に関連する民間施設」の整備・運営の条件並びに提案書で提案した事項以外の目的に使用しないものとする。
3. 甲及び乙は、信義に基づき誠実に協力して本事業を推進するものとする。

#### （事業の方式）

第2条 甲及び乙借地人は、甲を借地権設定者、乙借地人を借地権者として、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第1項に定める事業用定期借地権（以下、「本件借地権」という。）設定に関する契約（以下、「定期借地権契約」という。）を締結し、甲は、甲が所有する土地を乙借地人に有償で本事業に必要となる建物およびその他構築物（以下、「本件建物」という。）の建設用地として貸し付け、乙借地人はこれを借り受けるものとする。

2. 乙は、定期借地権契約が終了するまでの期間は、本件建物において本事業を継続して実施するものとする。ただし、天災、地変、事変など乙の責に帰すことができない事由により本事業の継続が困難になった場合、または、第20条に定める原状回復期間についてはこの限りでない。

#### （本件建物）

第3条 本件建物の概要は、下記の表の通りとする。

<本件建物概要>

建物構造・階	木造・1階建（北棟） 鉄骨造・2階建（南棟）
用途	店舗

2. 本件建物の概要は予定であり、諸官庁の指導により変更される可能性のあることを、甲及び乙はあらかじめ承諾する。

(スケジュール)

第4条 甲及び乙は、以下のスケジュールに沿って本事業を進めるものとする。ただし、本事業に関連する諸般の事情により、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

<スケジュール>

2026年 2月	本協定の締結
2026年 11月 1日	定期借地権契約の締結
2027年 1月	本件土地の引渡し・本件建物の工事着工
2027年 12月	開業
2028年 6月 30日	開業期限日

(本事業に係る役割分担)

第5条 本事業に関わる、甲と乙の役割分担は、募集要領等の通りとし、募集要領等に定めのない内容については、甲乙協議の上、決定する。代表事業者は、本事業が円滑に実施されるよう、構成員1と調整を行う。

(土地の引渡し)

第6条 甲は、本件土地の引渡し日について、乙と書面による合意をすることにより、引渡し日を変更できるものとする。

(本件土地)

第7条 別紙3のとおり、本件土地の北東に隣接する駐輪場のための集水枡及び排水管（以下、「駐輪場排水設備」という。）が本件土地に残置されており、甲による駐輪場排水設備の維持管理及び乙による本件建物の整備・運営に伴う車両動線等について、乙は、甲と協議及び調整するものとする。

(提案内容の変更)

第8条 乙は、本件建物の整備・運営にあたり、甲が募集要領等で定めた本件建物の整備及び運営の条件並びに乙が提案書で提案した事項（江北2施設との連携を含むが、これに限られない）について、その内容を誠実に履行しなければならない。

2. 乙が提案書で提案した事項の変更を行う場合、本事業全体に影響を及ぼさない程度の軽微なものについては、甲に書面による事前の報告を行うことで変更できるものとする。ただし、本事業全体に影響が及ぶ重要な変更と社会通念上見做される場合には、甲の書面による承諾を得た場合に限り変更できるものとする。

#### (協定の存続期間)

- 第9条 本協定の存続期間は、本協定の締結日から定期借地権契約に基づく甲及び乙（乙の構成員を含む）のすべての債務の履行が完了する日までとする。
2. 本協定の存続期間中に、本協定にて定める規定と抵触する内容の契約が締結された場合、当該契約が優先するものとし、抵触箇所に限り本協定の規定は失効するものとする。
  3. 前項の規定にかかわらず、本件借地権が、存続期間内に消滅した場合は、その消滅の日をもって本協定の終了日とする。

#### (活用上の注意)

- 第10条 乙は、江北2施設と本件建物の江北3施設連携の方針に沿った連携について、甲と協議するものとする。
2. 乙は、関係法令を遵守し、周辺住民の生活環境等を悪化させないように配慮して、本件土地を活用するものとする。
  3. 乙は、甲又は周辺住民から本件建物に関する相談や説明を求められた場合、提案書で提案した事項の範囲内において、主体的かつ誠実にこれに応じるものとする。
  4. 乙は、建築資材廃棄物の排出抑制などの省資源対策、緑化・太陽光発電などの省エネルギー対策等、環境への負荷の低減に十分配慮するものとする。
  5. 甲は、前各項に規定する内容が適正に運用されるよう、乙に助言するものとする。
  6. 乙が、本件建物の整備に伴う土壤調査等のため、本件土地を引渡し日より前に使用する場合は、甲及び乙借地人の間において、一時使用のための土地賃貸借契約を締結するものとする。
  7. 乙は、本件建物の基本設計図書及び実施設計図書（以下、総称して「本件設計図書」という。）を甲に提出するものとする。本件設計図書が募集要領等及び提案書と整合がとれていない場合には、乙は、自らの費用負担において本件設計図書を修正するものとする。甲は本項に基づき本件設計図書の提出を受けたことにより、本件建物の設計業務の内容及び結果について責任を負うものではない。
  8. 乙は、本件建物の確認申請書を提出した場合、速やかに、その旨を甲に対して報告し、本件建物の確認がなされた場合、速やかに確認済証の写し及び実施設計図書を甲に対して提出するものとする。また、乙は完了検査が完了した場合、速やかに検査済証の写しを甲に対して提出するものとする。
  9. 乙は、本件建物の維持管理運営業務について、本件建物の開業日までに、維持管理運営計画書を作成し、甲に提出するものとする。
  10. 乙は、甲から要請があった場合は、最新の維持管理運営計画及び決算書を甲に提出するものとする。

#### (協定の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面による通知により本協定を解除することができる。
- (1) 乙が関係する法令、条例及び規則又は募集要領等若しくは本協定の条項に違反し、甲及び関係機関により指導等を受けたが、是正の意思が認められないとき。
  - (2) 乙が募集要領等及び本協定に基づき本事業を継続する見込みがないと客観的

に認められるとき。

(3) その他、正当な理由なく乙が本事業に関する甲の指示に従わないとき。

(損害賠償)

第12条 前条の規定により甲が本協定を解除した場合、甲は、本協定を解除したことにより直接被った損害を乙に請求できるものとする。

(本事業の変更・中止)

第13条 甲及び乙は、天災地変、著しい市況の変化、関係法令の制定・改正・廃止、近隣問題、関係官公庁の指導等、本協定書締結時点では予見できない事由が生じ、本事業の計画変更または本事業を中止せざるを得ないような場合には、本事業の継続について協議するものとする。

2. 前項の協議の結果、本事業の中止が決定された場合、甲及び乙は、互いに何等の損害賠償請求を行わない。

【賃貸借に関する事項】

【借地人とならない構成員がいるグループの場合（「乙借地人」が定義されている場合）、第14条から第22条の「乙」を「乙借地人」に修正する】

(本件借地権)

第14条 本件借地権は、賃借権とする。

2. 本件借地権の存続期間は、定期借地権契約に定める日を始期とし、満32年経過時を終期とする。
3. 本件借地権は、契約の更新（更新の請求及び土地使用の継続によるものを含む。）及び建物の再築による存続期間の延長がなく、法第13条の規定による建物の買取りを請求することはできないものとする。
4. 本件借地権については、法第4条（借地権の更新後の期間）から法第8条（借地契約の更新後の建物の滅失による解約等）まで、法第13条（建物買取請求権）及び法第18条（借地契約の更新後の建物の再築の許可）並びに民法（明治29年法律第89号）第619条（賃貸借契約の更新の推定等）の適用はないものとする。

(地代)

第15条 本件土地に係る地代は、本件土地の引渡し日（2027年1月12日予定）から発生し、1か月毎に支払うものとする（以下、毎月支払う地代を「月額地代」という。）。

2. 月額地代は、金1,750,000円とする。
3. 月額地代の支払方法について、乙借地人は、甲に対し、各月末日までに翌月分を、甲の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する方法で遅滞なく支払う。ただし、乙借地人は、各年の4月分については、その年の4月20日までに支払う。なお、定期借地権契約の始期が月の初日でないとき又は定期借地権契約の終期が月の末日でないとき、使用日数が1か月に満たない月の地代の計算については1年を365日とする日割計算とする。
4. 前項の規定にかかわらず、初回の地代については、定期借地権契約の締結後に甲

の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する方法で遅滞なく支払うものとする。

5. 本条に定める地代の納付期限が金融機関等の休業日にあたる場合には、その翌営業日を納付期限とする。また、地代の支払いに要する費用は全て乙借地人の負担とする。
6. 第2項に定める月額地代は、初回の改定については令和9年（2027年）4月分から適用し、以降は同月から起算して3年毎（ただし、その中途において第8項又は第9項の規定等により月額地代が改定されたときは、当該改定後の月額地代が適用される月から起算して3年毎。以下同じ。）の応答月分の月額地代から適用するものとして、以下に掲げる算式により改定する。

$$\text{改定後の月額地代} = \text{改定前の月額地代} \times \text{変動率}$$

変動率は、総務省統計局が毎年1月に発表する「消費者物価指数」（東京都区部（中間速報値））（以下、当該発表データのことを単に「消費者物価指数」という。）に記載の指数のうち、「東京都区部」、「第1表」、「10大費目指数」、「総合」の「平均」の指数（以下「平均指数」という。）を用いて、次の計算式により算出する。

変動率＝地代改定にあたり参照可能な直近の消費者物価指数に記載の前年の平均指数÷当該前年の3年前の年の平均指数

なお、上記計算式により算出した改定後の月額地代の額に端数が生じたときは、円未満を切り捨てた額を改定後の月額地代とする。

7. 甲は、乙借地人に対し、前項の規定による改定後の月額地代及びその算定に係る変動率を、当該改定後の月額地代が適用される月の前々月末日までに、書面により通知するものとする。  
なお、甲及び乙借地人は、改定後の月額地代、当該月額地代が適用される月日その他の事項について、別途覚書を締結するものとする。
8. 甲及び乙借地人は、第6項の規定にかかわらず、社会経済情勢の大幅な変動があり、改定後の地代が明らかに不相当になった場合は、協議の上、地代を改定することができる。
9. 前項に規定する地代の改定について、甲と乙借地人との間における協議が調わない場合は、甲及び乙借地人は裁判所の調停手続により誠実に協議するものとする。
10. 法令の変更又は改廃により本件土地の地代に消費税等が課税される場合には、甲は乙借地人に対し地代に消費税等を加えて請求することができる。
11. 乙借地人は、納付期限までに地代を支払わなかったとき、納付期限の翌日から支払のあった日までの期間について、定期借地権契約の締結時点における足立区公有財産規則で定める割合（ご参考：令和7年は年8.7%）により計算した金額を甲の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する方法で遅滞なく支払わなければならない。

#### （保証金）

- 第16条 乙借地人は、甲に対し、定期借地権契約に係る乙借地人の全ての債務の履行を担保するため、保証金として、金52,500,000円を定期借地権契約締結後に甲の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する方法において預託しなければならない。なお、預託された保証金（消費寄託とする。）に利息は付さないものとする。

2. 甲は、前項の規定により乙借地人から保証金の預託があったときは、乙借地人に對し、遅滞なく保証金預託証書を交付するものとする。
3. 甲は、定期借地権契約の終了に伴い乙借地人が本件土地を原状に復して甲に返還し、かつ本件借地権設定登記の抹消及び本件土地上の建物の滅失登記を完了したときは、乙借地人に対し、預託を受けた保証金の額から定期借地権契約に係る乙借地人の全ての未払債務の額を差し引いた残額を、また、未払いの債務がないときは保証金の額を、それぞれ遅滞なく乙借地人に保証金預託証書の返還と引き換えに返還する。
4. 甲は、前項の場合において乙借地人の未払債務の額を差し引いて保証金を返還するときは、保証金から差し引く未払い債務の額の内訳を書面により乙借地人に通知しなければならない。
5. 乙借地人は、第3項の規定に基づき甲より保証金の返還を受けるまでの間、保証金返還請求権をもって甲に対する地代その他の債務と相殺することができない。
6. 乙借地人は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
7. 第1項の保証金は、民法第420条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(遵守事項)

- 第17条 乙借地人は、有償・無償を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 本件土地を第1条に定める目的以外の用途に供すること。
  - (2) 本件借地権及び本件建物への担保権の設定
  - (3) 本件借地権の譲渡及び転貸
  - (4) 甲の書面による事前の承諾を得ないでする本件建物の譲渡及び貸付（本事業に関わる本件建物のテナントへの貸出、イベントスペース・コミュニティースペースとしての貸出、その他サービスに関わる貸出等を除く）
  - (5) 甲の書面による事前の承諾を得ないでする本件土地の形状・形質の変更
2. 乙借地人は、善良な管理者の注意をもって本件土地を使用し、土壤の汚染等その他本件土地の原状回復が困難となるような使用をしてはならない。
  3. 乙借地人は、関係法令等を遵守し、周辺地域の迷惑となるような行為を行ってはならない。

(定期借地権契約の中途解約)

- 第18条 乙借地人は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲に対して書面により定期借地権契約の解約を申し入れることができる。
- (1) 本件借地権の残存期間が10年未満の時点において、本件建物が滅失したとき。また、上記にかかわらず、天災地変その他乙借地人の責めに帰することができない事由により、本件建物が滅失し、乙借地人が本件土地を賃借した目的を達することができない場合は、残存期間にかかわらず申し入れが可能なものとする。
  - (2) 天災地変その他乙借地人の責めに帰することができない事由により、本件土地が一部滅失し、残存する部分のみでは乙借地人が本件土地を賃借した目的を達することができないとき。
2. 甲は、前項の規定に基づく乙借地人の解約申入れに対し、正当な事由があると認

めるときは、定期借地権契約の解約を承諾し、書面によりその旨を通知する。この場合において、定期借地権契約は、甲の書面による通知後、本件土地を原状回復の上、更地の状態で甲に返還したときに終了するものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙借地人が次の各号のいずれかに該当したときは、相当の期間を定めて催告のうえ、定期借地権契約を解除することができる。ただし、定期借地権契約における甲乙借地人間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 第17条第1項各号に掲げる行為をしたとき。
  - (2) 滞納処分、強制執行、仮差押え、競売その他公権力の処分を受けたとき。
  - (3) 破産、会社更生、民事再生、解散または特別清算の申立てを受けたとき。
  - (4) 甲の社会的信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
  - (5) 乙借地人が関係する法令、条例及び規則又は募集要領等若しくは本協定の条項に違反し、甲及び関係機関により指導等を受けたが、是正の意思が認められないとき。
  - (6) 月額地代の支払を3か月以上滞納したとき。
  - (7) その他定期借地権契約条項に違反したとき。
2. 甲は、本件借地権の存続期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、定期借地権契約を解除することができる。
  3. 前項の規定により、甲が定期借地権契約を解除した場合においては、地方自治法第238条の5第5項の定めに基づき、乙借地人はこれによって生じた損失につき、甲に対してその補償を求めることができる。

(原状回復及び明渡し)

第20条 乙借地人は、第14条第2項又は第18条の規定によるときは本件借地権の存続期間が終了する日までに、第19条又は第22条の規定により定期借地権契約が終了するときは甲の指定する期日までに、自己の費用をもって、本件土地に存する建物、その他本件土地の工作物、基礎杭等を解体、除去し、本件土地を原状回復した後、甲の完了検査を受け、甲に返還しなければならない。

2. 前項に基づき、本件建物の一部又は全部について、原状回復に代えて甲に無償で譲渡することについて甲が求める場合は、甲は事業終了の12ヶ月前に乙借地人に書面にて通知するものとし、譲渡対象範囲を書面にて甲乙借地人で確認するものとする。また、乙借地人が工事発注したあとで甲が求めたことにより乙借地人が被った損害については甲乙借地人にて協議するものとする。
3. 乙借地人は、前項の規定により本件土地を返還した場合において、本件土地に投じた有益費等があっても、これを甲に返還請求できないものとする。ただし、甲が前条第2項による解除を行ったときはこの限りではない。
4. 乙借地人は、本件土地の明渡しに際し、甲に対し、移転料、立退料その他理由の如何を問わず一切の金銭等の請求をすることができないものとする。

(違約金)

- 第 21 条 乙借地人の責めに帰すべき事由により、第 4 条に定める定期借地権契約の締結期限日までに定期借地権契約が締結されなかったとき又は乙借地人が合理的な理由なく定期借地権契約の締結を拒んだとき、甲は募集要項 6 (3) 記載の最低土地賃付料の月額地代 1,750,000 円の 12 ヶ月分を乙借地人に請求することができる。
2. 甲は、第 4 条に定める開業期限日までに乙借地人が本事業を開業できないとき、甲に生じた損害及び費用について乙借地人に請求することができる。ただし、乙借地人の責めに帰すべき事由によらないときはこの限りではない。
  3. 乙借地人は、第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号のいずれかに該当したとき、該当した時点における直近地代年額の 3 倍に相当する額を違約金として甲の指示に基づいて支払わなければならない。この場合において、甲に当該違約金の額を超える損害が生じたときは、甲は、当該損害についても別途乙借地人に対して請求することができる。
  4. 乙借地人は、第 20 条の規定に従って本件土地の返還を履行しないときは、甲に対し、定期借地権契約が終了した日の翌日から本件土地の返還完了に至るまで、定期借地権契約が終了した日における直近の月額地代の額の 3 倍に相当する額を、1 か月当たりの遅延損害金として甲の指示に基づき支払わなければならない。この場合において、甲に当該遅延損害金の額を超える損害が生じたときは、甲は、当該損害についても別途乙借地人に対して請求することができる。ただし、乙借地人の責めに帰すべき事由によらないときはこの限りではない。

(暴力団等反社会的団体排除に関する解除)

- 第 22 条 甲は、乙借地人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに定期借地権契約を解除することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。
- (1) ア 乙借地人又は本件土地上の建物に居住等する者、本件借地権の譲受人、本件建物の譲受人若しくは借受人（以下「乙借地人等」という。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）であるとき、又は暴力団員等が本件土地又は本件土地上の建物に入り出していると認められるとき。
- イ 乙借地人等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。
- ウ 乙借地人等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。
- (2) 乙借地人等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に

関する法律に定める無差別大量殺人を行った団体をいう。以下同じ。)の威力又は関係者を利用する等しているとき。

- (3) 乙借地人等が、反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 乙借地人等が、反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (5) 乙借地人等が、反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名をかたるなどしているとき。
  - (6) 乙借地人等が、本件土地上の建物に係る建築請負契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙借地人等が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を本件土地上の建物に係る建築請負契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、甲が乙借地人等に対して当該契約の解除を求め、乙借地人がこれに従わないとき。
2. 甲は前項の規定により定期借地権契約を解除したときは、これによって乙借地人に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
  3. 乙借地人は、第1項の規定により定期借地権契約が解除された場合において、甲に対し、甲に生じた損害を賠償する責任を負う。
  4. 乙借地人は、第1項第1号から第6号に該当するおそれがあると甲が認めるときににおいて、甲が、乙借地人等の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することにつき、予め同意するものとし、甲に対して、何ら異議申立て請求等を行わないものとする。

#### (将来の事業参加制限)

第23条 第11条、第13条、第19条(第18条第2項の規定により終了する場合を除く。)又は第22条の規定に基づき、本事業が中止され、又は本協定若しくは定期借地権契約が解除された場合、乙は、以後、甲が本件土地において実施する事業への参加及び提案を行うことができないものとする。ただし、第13条に基づく中止のうち、当該中止の要因が甲の責めに帰すべき事由による場合、又は不可抗力によるものであって乙の対応が適切であったと甲が認める場合は、この限りではない。

#### 【その他事項】

#### (秘密の保持等)

第24条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、第三者に漏洩し、本協定及び定期借地権契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、相手方の秘密について次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合

- (3) 被開示者が独自に開発した情報として書面等の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合
- (5) 甲が足立区情報公開条例（平成12年条例第91号）に基づき開示を求められて適法に開示する場合
- (6) 弁護士その他本事業にかかるアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (7) 本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- (8) その他法令に基づき開示する場合

(規定外事項の協議および合意管轄)

第25条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決する。尚、万が一協議が整わず、紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和【●】年【●】月【●】日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区  
足立区長 近藤弥生

乙 (代表事業者)  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
大和リース株式会社東京本店  
本店長 角一吉昭

(構成員1)  
東京都足立区保木間二丁目6番20号  
小倉建設株式会社  
代表取締役 小倉靖子